

## まえがき

埼玉県衛生研究所は、埼玉県における衛生行政の科学的・技術的中核機関として、各種検査、調査研究、感染症などの疫学情報の収集・解析・提供、専門研修の企画・開催等を行っています。

本報の対象年度である平成 30 年度は、世界的に見るとコンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の流行、韓国における中東呼吸器症候群の患者発生のほか、鳥インフルエンザ H5N1 と H7N9 の患者発生が続きました。国内では、西日本を中心とした重症熱性血小板減少症候群の発生や麻しん、風しんの流行など本県をはじめ様々な健康危機事例が発生し、その都度検査対応を中心とした衛生研究所が果たすべき役割を的確に遂行していく必要性を強く感じています。

また、今年度開催されたラグビーワールドカップ、来年度開催される東京オリンピック・パラリンピックなどの国際イベントに向けての体制整備のほか、終了後もさらなるグローバル化への対応が強く求められているところです。

こうしたなか、食品衛生については、国際化に対応することを目的の一つとして食品衛生法が改正されました。この改正法に盛り込まれた食品用器具・容器包装のポジティブリスト制導入への対応は喫緊の課題として検査体制の整備に取り組みました。また、感染症対策については、網羅的な遺伝子解析が可能な次世代シーケンサー（NGS）を導入し原因特定が困難な重症感染症の検査機能を強化しました。

今後も衛生研究所に求められる検査技術は高度化・多様化しており、時代の要請に的確に応えられるよう新たな検査技術の導入にとどまらず高度な技術者の育成に努めているところです。

本号では、こうした取り組みの他、平成 30 年度における各担当の業務実績や調査研究の実施状況（研究事業報告 3 編、調査研究 2 編、資料 22 編）を収録しました。御活用いただければ幸いです。

令和 2 年 1 月

埼玉県衛生研究所

所 長 本多 麻夫